

# 食品安全委員会企画等専門調査会

## (第41回) 議事録

1. 日時 令和6年2月1日(木) 10:00~12:10

2. 場所 食品安全委員会 中会議室(赤坂パークビル22階)

### 3. 議事

- (1) 令和5年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- (2) 令和6年度食品安全委員会運営計画(案)について
- (3) 令和5年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果及び令和6年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画(案)について
- (4) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

本間座長、畝山座長代理、今村専門委員、亀井専門委員、川崎専門委員、河村専門委員、郷野専門委員、坂本専門委員、白岩専門委員、田沼専門委員、千葉専門委員、寺島専門委員、早川専門委員、船江専門委員、米田専門委員

(専門参考人)

横田専門参考人、渡邊専門参考人

(食品安全委員会)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、重元総務課長、紀平評価第一課長、前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、今井評価情報分析官、寺谷評価調整官

### 5. 配布資料

- 資料1-1 第40回企画等専門調査会における令和5年度「自ら評価」案件候補の審議結果
- 資料1-2 令和5年度「自ら評価」案件候補について

資料1参考 令和5年度「自ら評価」案件候補について

資料2 令和6年度食品安全委員会運営計画（案）

資料2参考1 令和6年度食品安全委員会運営計画（案）概要

資料2参考2 令和6年度食品安全委員会運営計画新旧対照表（案）

資料3-1 令和5年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書

資料3-2 令和6年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

座長提出資料1 Susan S. Schiffman, Elizabeth H. Scholl, Terrence S. Furey & H. Troy Nagle (2023), Toxicological and pharmacokinetic properties of sucralose-6-acetate and its parent sucralose: in vitro screening assays, *Journal of Toxicology and Environmental Health, Part B*, 26:6, 307-341, DOI: 10.1080/10937404.2023.2213903

座長提出資料2 経済協力開発機構（OECD）の化学物質の試験に関するガイドライン  
哺乳類細胞を用いたin vitro小核試験

座長提出資料3 David Kirkland, Marilyn Aardema, Leigh Henderson and Lutz Müller(2005), Evaluation of the ability of a battery of three in vitro genotoxicity tests to discriminate rodent carcinogens and non-carcinogens: I. Sensitivity, specificity and relative predictivity, *Mutation Research/Genetic Toxicology and Environmental Mutagenesis*, Volume 584, Issues 1-2, 1-256

## 6. 議事内容

○本間座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第41回「企画等専門調査会」を開催いたします。

それでは、事務局から本日の出席状況の報告をお願いいたします。

○重元総務課長 本日は15名の専門委員、2名の専門参考人の方に御出席をいただいております。

今回も対面とウェブを併用して開催をいたします。

出席者のうち7名の方がウェブを利用して御出席をいただいております。

また、食品安全委員会からも7名の委員が出席です。

また、本日、傍聴の方もいらっしゃいますけれども、食品安全委員会のユーチューブチャンネルにおきまして本会合の様子のライブ配信も行っております。

以上でございます。

○本間座長 ありがとうございます。

続いて、事務局から資料の確認をお願いします。

○重元総務課長 確認をいたします。

資料につきましては、事前にお送りをさせていただいております。今回の資料は、まず資料1-1が「第40回企画等専門調査会における令和5年度「自ら評価」案件候補の審議結果」、資料1-2が「令和5年度『自ら評価』案件候補について」、資料1参考が令和5年度『自ら評価』検討資料、資料2が「令和6年度食品安全委員会運営計画（案）」、資料2参考1がその運営計画（案）の概要、資料2参考2がその運営計画（案）の新旧対照表の案でございます。資料3-1が「令和5年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書」、資料3-2が「令和6年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」となっております。

また、本間座長より3点の提出資料がございましたので、そちらも配付をいたしております。お手元に御準備をお願いいたします。

以上でございます。

○本間座長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○重元総務課長 御報告いたします。

今回の議事につきましては、個別の申請品目に係る調査審議ではございませんことから、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○本間座長 承知いたしました。

それでは、議事に入ります。

まず、議事（1）令和5年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定についてです。本議題では、食品添加物「スクラロース」中に残留する可能性のあるスクラロース-6-酢酸を令和5年度の「自ら評価」案件候補とすることについて議論をしてみたいと思います。

まず、事務局からの説明をお願いいたします。

○浜谷情報・勧告広報課長 ありがとうございます。情報・勧告広報課長の浜谷でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

資料1-1を御覧ください。令和5年度「自ら評価」案件候補の審議結果につきまして、私のほうから御説明をいたします。

まずは11月の企画等専門調査会における議論をおさらいしたいと思います。この表の一番上を御覧になっていただきたいのですが、中国産そばのハロキシホップについて

です。我が国では登録のない除草剤ハロキシホップにつきまして、厚生労働省が行っている輸入検疫において、中国から輸入されるそばから検出されることから、食品安全委員会自ら評価を行ってはどうかという御提案でした。

事務局のほうで関係省に確認したところ、国内外からそばにハロキシホップを使用したいという声もないことから、前回の専門調査会では案件候補とすることは見送るという御判断をいただきました。

次の行になるのですけれども、アスパルテーム、アセスルファムカリウム、スクラロースについてまとめてお話をさせていただきます。これらにつきましては、食品衛生法に基づきまして添加物に指定されているものです。厚生労働科学研究におきまして、食品を経由したこれら添加物の摂取量を推計しておりまして、許容一日摂取量と比較して非常に低いレベルにあることが確認されていることから、今回は案件候補とすることは見送るという御判断をいただきました。

1つ飛ばしまして、グルテンの欄を御覧ください。グルテンにつきましては、令和4年度に実施した食品安全確保総合調査の結果を踏まえまして、現在事務局でファクトシートを作成しているところがございますという御紹介をしたところ、案件候補としては見送るという御判断をいただきました。

末尾の行になるのですけれども、シラスや小あじに混入するふぐの稚魚についてというところがございます。こちらは幾つかの文献におきまして、ふぐの稚魚においてテトロドトキシンが含有される可能性を示すデータがあることに加えまして、魚種や個体差を勘案した網羅的、体系的なデータが存在しない中において、厚生労働省が食品衛生法の6条に基づくふぐの取扱いを変更できないとの意向を有しているという御紹介をしたところ、案件候補としては見送るという御判断をいただいたところです。

上から3行目に戻りまして、最後に、先ほど飛ばしましたスクラロース-6-酢酸についてでございます。前回御紹介しましたが、今回御提案いただいた方におかれましては、スクラロース-6-酢酸という名前で御提案いただいたのですけれども、そこで添付されていた資料につきまして、スクラロース-6-アセテートという物質についての論文が添付されていたものですから、ここからスクラロース-6-アセテートと呼ばせていただきます。

こちらにつきましては、食品添加物ではありませんが、先ほど御説明したスクラロースの製造時にスクラロースに残留する可能性のある副生成物です。提案された方から添付いただいた研究結果では4種の試験の結果が示されていまして、例えば哺乳類の培養細胞を用いた小核試験では条件つきで陽性となる結果が得られたということですが、細菌を用いた復帰突然変異試験では陰性であることなどを記載されています。

前回の専門調査会では、遺伝毒性の専門家でもいらっしゃる本間座長のほうから、哺乳類の細胞を用いた小核試験で陽性であるものの、復帰突然変異試験が陰性であることから、遺伝毒性はないと判断したいところであるが、最終判断をするために情報収集を続けてほしいという御指示をいただいたところですので、事務局としても、それ以降、情報収集を

継続してきたところですが、今回この場に臨むに当たって、新たに委員の皆様にご紹介できるような情報は得られなかったところです。

こういう状況でございますが、本日、スクラロース-6-アセテートの取扱いについて御審議をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○重元総務課長 ちょっと事務局からすみません。

ただいまユーチューブのほうに映像は流れているのですが、音声が入っていないという話がありますので、今ちょっと確認をしておりますので、しばらくお待ちいただけないでしょうか。失礼いたします。

(ライブ配信の確認)

○重元総務課長 大変お待たせいたしました。復旧したようですので再開をしたいと思いますけれども、恐らく資料1の関係の説明がユーチューブ上で音声は流れていなかったと思っておりますので、よろしければ資料1-1の説明からもう一度始めさせてもらえればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、お願いします。

○浜谷情報・勧告広報課長 ユーチューブで御出席いただいている皆様、大変失礼をいたしました。情報・勧告広報課長の浜谷でございます。先ほど資料1-1の説明が皆様に届いていなかったということですので、もう一度私のほうから資料1-1につきましてお話をさせていただきます。

先ほど資料1-1を御覧になっていただきまして、これは11月の企画等専門調査会における議論のおさらいをさせていただいたところです。

1行目から御覧になっていただきたいのですが、中国産そばのハロキシホップについてです。この農薬につきましては、我が国では登録されておりませんが、中国でもそば以外の一部品目については登録があるということなのですが、日本では登録されていないということで、厚生労働省が輸入検疫を行っているところでして、中国から輸入されるそばから一部検出されるという事案があったことから、御提案された方は、食安委自ら評価を行ってはどうかということでした。

その後、事務局のほうで関係省に確認をしたところ、国内外からそばにハロキシホップを使用したいという声もなかったことを御紹介した上で、前回、案件候補とすることについて見送るという御判断をいただいたところです。

2行目のところですが、アスパルテーム、アセスルファムカリウム、スクラロースをまとめて書いてございます。これらにつきましては、食品衛生法に基づいて指定されている添加物でございます。こちらにつきまして、厚生労働科学研究において、食品を経由した

これら添加物の摂取量を推定しておるところでして、許容一日摂取量と比較をして非常に低いレベルにあることが確認されていることを御紹介したところ、前回、案件候補とすることは見送るという御判断をいただきました。

1つ飛ばさせていただきまして、次にグルテンについてでございます。こちらにつきましては、令和4年度に実施した食品安全確保総合調査の結果を踏まえて、現在ファクトシートを作成中であるということを御紹介した上で、今回案件候補とすることは見送るという御判断をいただいたところです。

最後の行になるのですが、シラスや小あじに混入するふぐの稚魚についてというところでございます。こちらは幾つかの文献で、ふぐの稚魚においてテトロドトキシンが含有される可能性を示すデータがあることに加えまして、魚種や個体差を勘案した網羅的、体系的なデータが存在しない中におきまして、厚生労働省に確認したところ、現在の食品衛生法の6条に基づくふぐの取扱いを変更することはできないよねというような意向を示したことから、案件候補としては見送るという御判断をいただいたところです。

先ほど飛ばしましたスクラロース-6-酢酸についてですが、こちらは前回もお話をいたしました。御提案された方の表題はスクラロース-6-酢酸になっておりましたが、その提案された方が同時に添付されてきた論文を見ると、スクラロース-6-アセテートという物質についてのものでしたので、ここからスクラロース-6-アセテートと呼ばさせていただきます。

こちらは食品添加物ではございませんが、スクラロースの製造時にスクラロースに残留する可能性のある副生成物ということでございます。添付していただいた資料、論文を拝見しますと、4種の試験の結果が示されておりまして、例えば哺乳類の培養細胞を用いた小核試験では条件つきで陽性となる結果が得られているものの、復帰突然変異試験では陰性であったことなどが記載をされています。

前回の専門調査会では、遺伝毒性の専門家でもいらっしゃる本間座長のほうから、哺乳類の培養細胞を用いた小核試験では陽性だけれども、最も重要であると思われる復帰突然変異試験が陰性であることから、遺伝毒性はないと判断したいところであるが、引き続き事務局のほうで情報収集を継続せよという御指示をいただいたところです。その後、事務局のほうでも情報収集を継続してきたところですが、今回皆様に御紹介できるような新たな情報は得られませんでした。

本日、このような状況ではございますが、このスクラロース-6-アセテートに関する取扱いについて御審議をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○本間座長 それでは、ただいまの説明の内容について、何か御質問がありましたら挙手をお願いいたします。

どうぞ。

○川崎専門委員 川崎です。

スクラロース-6-アセテートの件ですけれども、文献が1件しかないということで継続調査ということはいいと思うのですが、これはこういうことを研究している、あるいは評価している機関とか研究者がいるという情報はあるのでしょうか。いないと、これは1件のままずっとこのまま行ってしまうかなと思いますので、その辺のところは何か情報があったら教えてください。

○本間座長 いかがでしょうか。

○浜谷情報・勧告広報課長 私どもでも、今川崎専門委員からお話のあったところも含めまして情報収集を行ってきたところですが、特定の御提案された方からいただいた論文以外には見つからなかったということで、特にスクラロース-6-アセテートに限って研究されている方の名前も特定できませんでした。そういう中におきまして、本間座長に御相談をしたところ、本日、遺伝毒性の専門家として資料を御用意いただいたという経緯がございます。

○川崎専門委員 ありがとうございます。

○本間座長 ほかにないようでしたら、今のことについて少し私のほうから解説したいと思います。前回、遺伝毒性の専門家として、この *in vitro* の小核試験は大きな問題はないのではないかということをお話ししましたが、具体的な資料がないので、皆様にどういった形で問題がないということを説明することができませんでしたので、今日は、専門的な論文ではありますが、分かりやすいように私のほうで説明しますので、いかにこの論文の指摘内容が重大ではないというか、あまり懸念するべきではないということを少し説明したいと思いますので、よろしく申し上げます。

座長提出資料1を見ていただけますか。英語の論文で皆さんなじみがないかもしれませんが、できるだけ分かりやすく説明します。

5ページを見ていただけますか。両括弧で8個ありますね。これはこの論文の中で行った試験の内容について示したものですが、この中で(1)(2)(3)(4)が遺伝毒性に関係するものです。このうち(2)が問題となっている *in vitro* の小核試験です。あと(4)がAmes試験です。この2つの試験が標準的な試験法として重要な試験と考えていただきたいと思います。(1)(3)に関しては、(1)は(2)を補完するような試験、(3)は(4)のAmes試験を *in silico* というかコンピューターで予測するモデルですので、(2)(4)がしっかりしていれば、特に(1)(3)は考える必要はないのではないかと思います。

まず(4)のAmes試験の結果についてお話ししますが、この結果は16ページにあります。16ページの上にテーブル7とテーブル8というのがあります。テーブル7がスクラロース

-6-アセテート、つまり問題となった不純物に対するAmes試験、テーブル8がその親化合物であるスクラロースのAmes試験です。

カラムを見てみると分かりますが、テーブルが少し間違っています。2つ分かれています、1つがWithout metabolic activationと書いてあって、右はもう一回Without metabolic activationと書いてあるのですが、多分右側はWithので間違いですね。あと、上と下の表が同一なのと、普通、Ames試験の結果は数字が書いてあるのが普通ですが、Noneというのは何を意味しているのか分からないですね。しかも、これはAmes試験の結果なのですが、カラムにはPrecipitateとToxicityと書いてあって、肝心のAmes試験が一体どれを示すのかが分かりません。何でこんなような表なのかのかが私にはさっぱり分かりませんが、少なくともこの著者、そして査読者とも、これはAmes試験が陰性だということをこの表は示していると思ったのでしょうか。これは論点ではありませんが、はっきり言って、論文としては体をなしていないと私は思います。

その次に小核試験です。小核試験に関してはその前のページ、テーブル5にあります。こちらのテーブル5とテーブル6は、その不純物であるスクラロース-6-アセテートしか行っていません。テーブル5がwithout S9、テーブル6がwith S9です。S9というのは代謝活性化が必要なものということで、皆さんが御存じのベンゾピレンとかアフラトキシンなどの発がん物質というのは、それ自体ではDNAと反応しません。その代謝物がDNAと反応するために、いわゆる代謝酵素を持つ細胞の抽出液であるS9を一緒に試験系に入れるのです。それによって代謝活性化が起こるものを検出するというシステムになっていますので、御理解いただきたいと思います。

問題となっている、この筆者が言っている陽性というのはwithout S9、つまり、代謝活性化を必要としなくて陽性となるものです。

結果は、一番右側のMicronucleus Frequencyと書いてありますね。一番上がゼロ、つまり何も入っていないもの。そして、一番下がPositive controlで、その間に用量としては100  $\mu$ g/mL、250、500、750、1,000という形で表に出ています。そのMicronucleus Frequencyを見ると0.53、0.79、0.94、0.58、0.79、1.05、そして一番最後の1.05だけが統計的に有意ということで、著者が陽性と判断したということになっています。

果たしてこれを陽性と判断していいかということですが、もう一つの座長提出資料2を見ていただきたいと思います。これは*in vitro*小核試験のOECDガイドラインの和訳ですが、このうちの10ページの63のパラグラフがありますね。ここには「結果の評価および判定」という決まり事みたいなことを書いてあります。「結果を陽性と判定するには、小核を含む細胞数の濃度依存性の増加または統計学的に有意な増加等、いくつかの基準がある。第一に考慮しなければならないのは、試験結果の生物学的意義である。得られた反応の生物学的意義を評価する場合、観測された数値が背景対照の範囲内か範囲外かの検討により、その指針が得られる。試験結果の評価には適切な統計学的手法の使用が有用である。ただし、統計学的検定の結果は用量反応関係に関して評価する。また、再現性や背景データも考慮

に入れる必要がある」ということです。

さっきのデータを見ていただいて、皆さんこれは用量相関性があると思いますか。ちょっと私にはそれは難しいんじゃないかと思います。

ところが、著者たちはこういった考察をしています。12ページ、私が黄色で示しました。トレンドテストというのは用量相関性を見ているもので、このトレンドテストはtop 3 concentrations、500、750、1,000においてsignificantなconcentration-dependentなmicronucleusの数の増加が見られたと言っています。さっきのデータを見ると、つまり、著者らが考えたのは最後の3つのデータであって、最初の100と250の用量は無視していませんね。これは私としては、研究者として、こういった考え方はあってはいけないのではないかと思いますので、私としては、これは明らかに用量相関性はないと考えます。

さらに、一番下の0.53、テーブル6のwith S9を見てください。ゼロは0.98ですね。これはこの物質を入れない限りwithout S9と同一条件のはずです。ところが、ここは0.98なわけですね。さっき、OECDガイドラインでは背景データを見ることが大事だと言っています。こう考えると、背景データはかなりばらつきがあって、たまたまこのwithout S9の実験の陰性対象の0.53というのが低かったために、最高濃度で有意差がついたのではないかと考えられ、この結果は、著者は陽性と言っていますが、陽性と判定するには、これからでは結構厳しいのではないかと考えます。

さらに言うのと、さっきのOECDのテストガイドラインのほうを見ていただきたいのですが、ここの5ページの28のパラグラフです。小核試験を実施するときの最高濃度が重要です。最高濃度は、 $55 \pm 5\%$ の細胞毒性を生じる程度のもんとするとガイドラインには記載されています。これより高い濃度では細胞毒性の副次的作用としての染色体損傷がもたらされる可能性があるということで、普通、小核試験を実施するときはそういったことがないように、細胞毒性試験を同時に提出すること通常求められています。ところが、この試験は細胞毒性試験が出ていません。したがって、この陽性反応は、このガイドラインが言うように、細胞毒性による副次的な影響と考えられるかもしれません。明らかにOECDガイドラインから逸脱していますので、なぜ細胞毒性の試験がなしで論文が通ったのかが私には分かりません。

さらに言うには、ガイドラインでは、物理的な最高濃度は決まっています。つまり、あまりにも高いと生理学的に意味がないということで、29のパラグラフに記載されています。細胞毒性または析出物が認められない場合は、被験物質の最大濃度を0.01 M、5 mg/mL、5  $\mu$ L/mLのうち、最も低いものに当たる濃度とするとあります。この小核試験は、最高濃度はこれ以下ではありますけれども、かなり高い方ですね。生理的な濃度としても非常に高い。実は哺乳類細胞を使った遺伝毒性試験での高濃度は、前回、言いましたように、偽陽性を出す根拠になっています。そのために、最近、医薬品のガイドラインでは、この濃度をOECDガイドラインの10分の1に下げています。それによって偽陽性を下げるという工夫がされています。ただ、この変更はOECDのガイドラインではなくて医薬品のガイドライン

ですから、この試験が、ガイドラインに従っていないとは言えませんが、はっきり言って、これはかなり非生理的な濃度ではないかと思しますので、そう考えても、この陽性反応というのはいちよと判定が難しいと考えます。

いずれにせよ、さっき言いましたように細胞毒性のデータがない限り、これを陽性と判定することはできませんので、著者は論文では陽性と言っていますが、陽性と判定できないのではないかというのが私の結論です。

さらに、著者らは勘違いしている部分があります。この論文の表16で、なぜこの物質が危険かということを書者らは言っています。これは今使われている飲料であるFlavored waterとかOne Energy Drinkですが、この中にどれだけスクラロースが入っていて、そのうちの0.67%が不純物とするとどのくらいスクラロース-6-アセテートを摂取しているのかということを示したものです。

一番最後のカラムに663、332、763と書いてあります。これが、飲料当たりのスクラロース-6-アセテートの摂取量です。発がん性試験データがない変異原性物質の場合はTTCを使って管理するとしています。このTTCの根拠がどういったものかということ、発がん性試験データがない変異原性物質に関しては、できるだけコンサバティブに管理しようということで、食品に含まれる変異原性物質に関してはTTCを0.15と計算し、本来であれば、変異原性のあるスクラロース-6-アセテートを0.15以下に下げべきではないかということです。ところが763というのはそのTTCより3オーダー以上高いということで、著者はこれは非常に問題ではないかということをも主張しているわけです。

これに関しては我々の研究者の方にも問題があるのかもしれませんが。それは多くの研究者は、遺伝毒性と変異原性というのを非常に混乱して使っているためです。遺伝毒性には2種類あって、1つは、遺伝毒性の結果、最終的に突然変異として遺伝子に普遍的に固定されがんに発展するもの、こういったものは遺伝毒性の中でも特に変異原性といいます。一方、小核試験とか染色体異常試験というのは、顕微鏡で観察できますが、細胞分裂を経過するとそのうちなくなってしまいます。つまり、それはDNAに損傷があったという証拠になりますが、最終的に安定した突然変異になったという証拠ではないということで、がんのエビデンスとしては、そんな大きな問題ではないと私は考えます。

しかし、この変異原性と遺伝毒性の違い、例えば染色体異常試験は変異原性試験なのか、小核試験は変異原性試験なのかというのは、研究者の中でも議論があって、はっきり言って結論は出ていません。ただ、現在の医薬品のガイドラインでは、明らかに染色体異常試験や小核試験は変異原性ではなく、それだけが陽性を示すものは閾値が存在して、低濃度では影響ないというのが最新の考えであると言っておきます。

例えば、先の表16でこれが問題だとしていますが、最新の医薬品の不純物のガイドライン(ICH-M7)ではAmes試験が陰性である限り1,000までは他の遺伝毒性は不要であるとしています。663、332、763の数値はそれ以下です。これは、仮に小核試験が陽性であった場合でも、1,000以下であれば、閾値があるので特に問題がないというのが最新の基本的な考え

です。従って、この小核試験自体の陽性判定にも問題があるし、仮にその試験が陽性であるとしても、遺伝毒性専門家の立場からすると、特に大きな問題ではないというのが私の見解です。

ここまで言うと、もう最後の議長提出資料3は特に必要ないのではないかと思いますけれども、せっかく出したのでちょっと説明しますが、前回、こういった *in vitro* の遺伝毒性試験は非常に偽陽性が高い、そこに気をつけなくてはいけないということを言いました。

それを示すデータがこちらのこの議長提出資料3の24ページの上の表、テーブル9です。この表は *in vitro* の遺伝毒性試験のパフォーマンスを示したものです。Ames試験と真ん中のマウスリンフォーマ試験というのがあって、次に小核試験、そして染色体異常試験です。ここにSensitivity、Specificityと書いてあります。Sensitivityとは何かというと、発がん性物質をどれだけ陽性として検出できるかという能力のことです。Specificityというのは、非発がん性物質を陰性とどれだけ判定できるかという能力になります。こういった能力のことは最近、PCRの検査のときで皆さんよく理解していると思います。つまりSpecificityが高いというのは偽陽性が少ないということです。発がん性物質には2種類あって、遺伝毒性発がん性物質と非遺伝毒性発がん性物質です。非遺伝毒性発がん性物質が存在するわけですから、必ずしも遺伝毒性試験で100%検出できなくとも別に構わないのです。ただ、発がん性がないのに遺伝毒性があるというのはロジックとしておかしいわけです。それなので、Specificityが高いということが試験としては理想です。Sensitivityのほうはできるだけ感度を上げるために複数の試験を組み合わせればいいのですが、Specificityの場合はそういうわけにいきませんので、これは1つでも陽性が出たら、深刻な問題となりますので、非常に大事なのですね。ところが、見て分かりますように、小核試験はで30.8%ですね。これは非発がん性物質の7割を陽性と判断してしまうというあまりよくない試験です。ほかのマウスリンフォーマ試験、染色体異常試験、これも非常に悪いです。高いのはAmes試験だけですね。

ただ、この論文は2005年の論文で、今から20年近く前の論文ですから、この数字は多少改善されています。これは、さっき言ったように最高用量を下げたりして、できるだけ偽陽性を出さないような工夫をしていますから、この表はちょっと古いのでこの数字はそのまま採用しないでください。あくまでも目安です。

これまで言ったことを総合しますと、まず1つとしては、この論文のデータの信頼性が非常に低い。さっき言ったようにAmes試験ですら私は怪しいのではないかと思うぐらいです。そのため、この小核試験結果を評価として使うためには、最低でも私が言ったように、ここでのトレンドテストというのをどう考えているのか。ヒストリカルデータがどうなっているのか。あとは、細胞毒性試験の結果がないのはどうなのか。これらの点を、この著者に対して聞いていただきたいと思います。企業や、受託試験機関が実施している試験の場合は、必ずこういうことを聞くはずで。

ですから、前回、この小核試験が陽性であっても問題ないだろうと言いましたが、今回

はこの小核試験の結果に関しても信頼性が低いので、陽性とは言えないというのが私の結論です。何か御質問等あればお願いします。よろしいですか。

○今村専門委員 今村ですけれども、よろしいですか。

今、座長先生のおっしゃったことは私も賛成です。私は遺伝毒性の専門家ではないので1つ確認なのですけれども、先ほど先生からいただいた資料1のテーブル5と6の比較の中で、御説明の中でS9を加えると、S9を加えない場合と同様の結果になるべきということで、これは本来はS9を加えた場合には1,000のオーダーでも有意差が出るべきものが出ていないということであるというふうに理解をしたのですけれども、その時点でこれは重量性以前に成立していないような気がしたのですけれども、先生のお考えとしてはそういうことと考えてよろしいですか。

○本間座長 普通は、withのほうですね。

○今村専門委員 そうですね。

○本間座長 さっき言ったように、本来ならば代謝活性化というのは、それだけでは変異原性を示さないものが変異原性を示すために代謝活性化するので、この場合は代謝活性化を示さなくても出るのだから、代謝活性化をしたらもっと出てもいいはずなのです。ただ、物によっては逆に解毒のほうに働く可能性もあります。そのために、この結果からそうだという事はなかなか難しい。

ただ、ヒストリカルデータというのはゼロに関しては共通ですから、ここの部分はやはり、S9+とS9-のヒストリカルデータが多少変わることもありますけれども、これは提出されていないですから何とも言えません。

ただ、今のことをさらにまた言うと、さっき飛ばしましたが、最初のMultiFlowというデータがあります。MultiFlowのデータもwith9とwithout9の両方で実施していますが、こちらのほうは両方とも陽性です。これは小核試験の結果と矛盾しますよね。なので、やはり信憑性に欠けるか思います。ただ、MultiFlowのほうはあくまでも参考データで、小核試験の結果をサポートするような結果にはなっていないという気がします。

○今村専門委員 分かりました。では、この矛盾自体はあり得るということと考えて、重量依存性に陽性に出ているかという話で否定するという事、私もそれは賛成です。これはカイ二乗検定していると思うのですけれども、カイ二乗検定で重量性の変化を検定すること自体無理なので、統計的にはやり方があまりよろしくないと思いますし、重量的に起こっているかどうかを検定しても多分出ないのではないかなと思いますので、私は座長先生の意見に賛成です。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。事務局のほうもよろしいでしょうか。

では、進めてください。

○浜谷情報・勧告広報課長 本間先生、ありがとうございました。食品安全委員会では、常日頃から様々な危害要因に関しまして、国内外の情報を収集しているところでして、スクラロース-6-アセテートにつきましては、本日、座長からいろいろな御知見を示していただいたところなのですが、今後とも情報収集を継続しまして、今後新たな知見が見つかった場合には、またその取扱いについて改めて御相談をさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○本間座長 それでは、他に御意見がなければ、ただいま取りまとめた内容で食品安全委員会に報告することにしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

また、報告の体裁等につきましては、私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただくことにします。

それでは、次の議事に入ります。議事（2）令和6年度食品安全委員会運営計画（案）についてです。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○重元総務課長 事務局でございます。

議事（2）の令和6年度の運営計画（案）についての御説明をいたします。資料は資料2と資料2の参考1、参考2を御用意しておりますので、それらに即して御説明をいたします。

まず最初に資料2でございます。こちらは本体でございます。内容につきましては、後ほど参考1、2のほうで御説明をいたしますので、資料2の本体のほうは項目立て、柱立てだけを御説明いたします。

まず、1ページ目の第1というのが令和6年度における委員会の事業運営方針。

それから、その下、第2が委員会の運営全般でございます。

2ページ目に参りまして、第3が食品健康影響評価の実施。

3ページ目に参りまして、第4が食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視。

第5が食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進でございます。

5 ページ目に参りまして、第 6 のリスクコミュニケーション・情報発信の促進。

少し飛びまして、8 ページ目まで行きまして、第 7、緊急の事態への対処。

9 ページ目に参りまして、第 8、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用。

最後に、第 9 の国際協調の推進という柱立てで全体をまとめております。

この柱立てにつきましては、今年度、令和 5 年度の運営計画と同様の柱立てでございます。

続きまして、資料 2 の参考 1、横長の資料で御説明をいたします。運営計画（案）の概要について 1 枚紙で整理をしております。

一番上にありますように、食品安全委員会のミッションといたしましては、国民の健康の保護を最優先に、事務を円滑かつ着実に実施をするということでございます。

その上で、6 年度の運営計画のポイントを 5 つの箱で整理しております。

一番左上が、食品健康影響評価の着実な実施ということで、これは本体の第 3 に対応しておりますけれども、最新の科学的知見に基づく、客観的かつ中立公正なリスク評価の推進をすること。評価の一貫性の確保や調査審議の透明性の確保及び円滑化のための評価ガイドラインの改正を行うというものでございます。

評価ガイドラインにつきましては、令和 6 年度は、ここにありますように「家畜等への抗菌性物質の使用に選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に関する評価指針」の改正に向けた調査審議を行うとともに、これまでに策定をしましたベンチマークドーズ法や(Q)SARを評価に活用する場合の指針や手引き等の成果、さらには昨年 9 月に開催しました食品安全委員会 20 周年国際シンポジウムにおける成果、この 20 周年シンポジウムにおきましては、例えばリスク評価機関が直面する新たな課題でありますとか、新たな評価手法の導入、さらには将来に向けたリスク評価機関の体制整備といった点につきまして議論をされましたけれども、これらの議論の成果を踏まえまして、食品健康影響評価に関する長期的な課題を整理するとともに、対応の方向性について検討を行うというものでございます。

続きまして、右上の箱、研究・調査事業の推進でありまして、これは本体の第 5 に対応しております。「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」、ロードマップと呼んでおりますけれども、こちらを踏まえた研究・調査を計画的に実施するとともに、その成果を食品健康影響評価に活用するというところでございます。研究・調査の優先課題の策定公募、それからロードマップを踏まえ、食品健康影響評価等に真に必要なものの選定を行うということでございます。また、来年度、6 年度は 5 年に 1 度のロードマップの改正を行う年でございますので、その改正を行いますとともに、改正後のロードマップにおきましては、食安委として取り組まなければならない長期的な課題を整理して、その課題解決に向けて研究事業や調査事業を戦略的に実施していくための方針を示すものとなるようにいたします。

次に、左下、青い箱、リスクコミュニケーションの促進でございます、こちらは本体

の第6に対応しております。こちらは今年度とほぼ同様の内容でして、引き続き実施をするものでございます。

右下の黄色の箱の食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用につきましては、国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報を毎日収集し、迅速にリスク管理機関に共有、あるいは食品安全総合情報システムに登録をして、国民の皆様に対して情報を提供していくという部分につきましては、従来から行っている部分ではありますけれども、この情報提供の取組につきましては、日々収集する情報の中から中長期的な視点で食品の安全に影響を与える科学的な情報の体系的な整理や、そういった情報を共有する体制を見直すということにつきましては、重点的に取り組みたいということでございます。

一番下の赤い部分がDXの推進でございます。食安委におけるDXの推進は、食品健康影響評価の業務の効率化や評価技術の高度化のために行うということなのですが、1つ目は令和4年度の補正予算で確保しました食品健康影響評価書のオープンデータ化に向けた調査事業が今年度中にまとまりますので、その結果を踏まえて、リスク評価業務の効率化、評価技術の高度化を図るためのデジタル技術の活用可能性について引き続き検討を進めるというものでございます。

さらに2つ目は、今年度、5年度の補正予算で確保しました調査事業といたしまして、事務局としては、食品の安全性の確保に関する海外の科学的情報というのをネットを通じて日々収集しておりますけれども、こうした情報の収集などについて、検索や翻訳といった部分についてはデジタル技術を可能な限り活用することにより効率化し、そうして集めた情報の中から、将来のリスク要因となり得る課題の抽出といったところに力を割くという情報収集等の高度化につなげていく実証調査事業を行いたいと考えておまして、この調査を踏まえて課題の整理を行うということでございます。

以上、概略を申し上げましたけれども、具体的な細かな内容につきましては、資料2の参考2、新旧対照の形になっておりますこちらの資料で5年度との計画の相違点を中心に御説明をいたします。右側が5年度、左側が6年度ということになっております。

○今村専門委員 今村ですけれども、資料の共有がこちらのほうは見えないのですけれども、されていますか。されずにしているかどうかの確認だけお願いします。

○重元総務課長 すみません。大丈夫でしょうか。資料が今、共有をされているかと思えます。こちらの資料2の参考2のほうで御説明をいたします。

○今村専門委員 今の段階でも。

○船江専門委員 船江と申します。

私の画面ですと、食品安全委員会事務局はコンテンツの共有を開始していますというと

ころで、先ほどのこの前の議題のときから、私の場合はずっとその画面になっちゃっているのですけれども。

○今村専門委員 今村も同様です。

○重元総務課長 すみません。ちょっと資料が重い等の関係で、資料の共有に時間がかかっているようでございます。

資料をあらかじめお送りしているものがあるかと思いますが、大変恐縮ですけれども、よろしければそちらのほうを御覧いただくほうがタイムリーに見られるのではないかと思います。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

○今村専門委員 手元のやつを見るということですね。分かりました。

○重元総務課長 ユーチューブから御覧になっている方はホームページのほうからダウンロードできるようになっておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

説明を続けさせていただきたいと思います。

資料2の参考2のほうの説明を始めようとしていたところでございました。資料2の参考2の1ページ目でございますけれども、まず第1の事業運営方針につきましては、令和5年度の計画と同じ内容でございます。

次の第2の委員会の運営全般でございますけれども、こちらは5年度の内容とほぼ同様でありますけれども、(5)のリスク管理機関との連携の確保の部分につきまして、こちらは食品衛生基準行政を本年4月に厚労省から消費者庁に移管いたしますが、この際に、移行期に伴う混乱や問題といったことが生じないようにするためにも、リスク管理機関とのより一層の連携を確保するということについて言及をしております。

また、(6)のDXの取組につきましては、先ほど御説明した内容とともに、令和5年度に内閣府に導入されましたガバメントソリューションサービスを活用した業務の効率化の推進ということを記載しております。ガバメントソリューションサービスといいますのは、最新のデジタル技術を積極的に活用することで情報共有、コミュニケーションの円滑化など、業務の自動化などについて促進をするという政府全体の取組でございます。

2ページ目に参りまして、第3の食品健康影響評価の実施でございますけれども、この中の2番の評価ガイドライン等の策定等につきましては、先ほど御説明しました薬剤耐性菌に関する評価指針の改正に向けた調査審議と、ベンチマークドーズ法や(Q)SARを評価に活用する場合の指針、手引き、昨年9月の20周年シンポジウムにおける成果、こういったことを踏まえまして、リスク評価に関する長期的な課題の整理と対応の方向性についての検討を行うということを記載しております。

3番の「自ら評価」につきましては、来年度につきましても、今年度と同様のスケジュー

ールで御検討いただくということになっております。

3 ページ目に参りまして、第4の実施状況の監視につきましては、5年度と同様に施策の実施状況の監視を行ってまいります。こちらは各リスク管理機関の施策の実施状況の調査、あるいは食品安全モニターさんからの御報告などにつきまして、対応をしていくというものでございます。

第5の研究・調査事業の推進につきましては、4ページ目に参りまして、3番目の研究・調査事業の追跡調査の実施というタイトルの部分です。こちらで5年度の計画ではプログラム評価と入ってございましたけれども、令和5年度は5年に1度のプログラム評価の実施年度でありましたので、6年度の計画からはその部分は落ちているということでございます。また、ロードマップの改正につきましては、新たに4番目の柱ということでロードマップの改正と柱立てをしまして、その改正を行うということと、改正後のロードマップにおきましては、先ほど申し上げましたけれども、委員会としての長期的な課題の整理と課題解決に向けた研究調査事業の戦略的な実施の方針を示すものというふうになるように、そういったロードマップの改正を行うとする旨を書いているところでございます。

5 ページ目に参りまして、第6のリスクコミュニケーションでございますけれども、基本的には情報提供、あるいは様々な立場の方やステークホルダーの方との意見交換などといった基本的な取組につきましては、若干の表現の整理をしている部分はありますけれども、大きな変更はございません。

7 ページ目の中ほどに右側、5年度の計画のところで国際貢献の観点から海外の行政関係者等を対象とした研修への協力といった記述がございますけれども、ここがちょっと左側は消えておりますが、この内容につきましては、国際協調の推進の部分に場所を引っ越ししているということでございます。

8 ページ目に参りまして、第7の緊急事態への対処につきましては、訓練をはじめとしました緊急事態への対処につきましての運営計画での記載につきましては、5年度の内容と変更ございません。こちらの具体的な内容は、この後の議事の6年度の訓練計画の計画案のところでまた御説明をいたします。

第8に参りまして、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用でございますけれども、先ほど御説明しましたように、国内外の食品の安全性の確保に関する科学的な情報の収集の取組につきましては、中長期的な視点で食品の安全に影響を与え得る科学的な情報の体系的な整理と共有する体制の見直しについて重点的に取り組むことを記載しております。

最後に第9の国際協調の推進でございますけれども、会議日程の更新でありますとかコロナの動向を踏まえた修正に加えまして、先ほどリスクコミュニケーションの部分で御説明しましたように、海外の行政関係者等を対象とした研修への協力というのをこちらのほうに引っ越しをしてきております。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますけれども、6年度の計画案の内容について御説明

をいたしました。途中ちょっと資料の共有等がうまくいっておらない部分がありまして大変申し訳ございませんでした。私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○本間座長 ありがとうございます。

ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見または御質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

○亀井専門委員 日本薬剤師会の亀井でございます。

非常に重要というわけではないのですが、細かいところで、参考2の1枚目の第2の(6)でございます。令和5年度運営計画においては、デジタル技術の前にデータベースやAI等という記載がございまして、どういった技術なのかというのが分かりやすい表現でございましたけれども、令和6年度についてはデジタル技術とまとめられており、デジタル技術であれば今までも使っていたのかなというような気もいたします。それで先ほど御説明を聞いていましたら、例えば最新のデジタル技術というような表現をしておられたので、AIとかを活用されるのであれば、何かそれが分かるような書き方のほうがよいのではないかと思います。大変細かいところでございますけれども、以上でございます。

○本間座長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。どうぞ。

○重元総務課長 DXの部分につきましては、デジタル技術の活用に関して、先ほどの説明の中にも簡単に言及はしておったのですけれども、例えばデジタル技術の活用という意味でいえば、5年度の補正事業の中で海外の情報収集や翻訳の部分について、デジタル技術の活用と申しまして、これは例えばAI等の技術とか、ネットのクローリングの技術とか、そういったことを活用して、ある分野の情報についてそういったサイトの情報を集めてくるといったような技術の活用ができるかどうかといったことを含めて、実証調査で検証していくというようなことを考えているということでございます。そういったことを取り組みたいということなのですけれども、そういうことでございます。

○本間座長 亀井専門委員、いかがですか。

○亀井専門委員 ありがとうございます。いろいろな対象がある中で、利用の可能性を検討されるということで、なかなか令和5年度のような書き方ではそれが説明できないということかと思いましたので、承知いたしました。

○本間座長 ありがとうございます。

ウェブの先生のほうで何か御質問はありますか。

○今村専門委員 今村ですけれども、よろしいですか。

○本間座長 お願いします。

○今村専門委員 先ほどの説明の中で、第2の(5)で御説明いただいた中で、今年の4月から厚労省の食品基準審査課が消費者庁に移るということで、その関連の御質問をお願いしたいのですけれども、前回も諮問、答申、どこから来るのですかという御質問をさせていただきました。私は消費者委員会の委員もしております、消費者庁のお話を伺っている分と、この前、食品安全委員会でお伺いした話とちょっと温度差があったように思ったので、再度確認したいのですけれども、基本的には消費者庁から来るようになるという理解でよろしいのかというのが1つ目。

2つ目ですけれども、諮問、答申の以前にリスクプロファイリングという作業をする手順があると思うのです。コーデックスの手順書の中では、基本的にはリスク管理機関がやるということですが、ただ、今までもリスクプロファイリングは食品安全委員会のほうでもされてきているという経緯があることと、そして、消費者庁から諮問、答申がベースに来るとすると、リスクプロファイリングというのは監視の中でプロファイルがされていくものだと思います。そうすると、今まで監視機関である厚労省からプロファイルされたものが食品安全委員会のほうに依頼がやってくるという流れだったのが、ちょっと複雑な流れになるように思うので、その辺のところは今後どうなっていくのかということの確認をさせていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○本間座長 事務局、お願いします。

○重元総務課長 1点目の消費者庁への移管に関するリスク評価の関係でございます。こちらは前回、11月のこの会議の場でも今村先生から御質問いただきました。そのときにお答えしたのは、食品衛生法の規格基準の設定に関する部分、13条第1項の部分なのですけれども、こちらはそれに関する諮問ということであれば、食品安全基本法の24条1項1号を根拠とする諮問ということでございます、4月からの食品衛生基準行政の移管後につきましては、消費者庁からの諮問になるということでございます。

その諮問に対する答申を受けた後の具体的なリスク管理措置につきましては、食品衛生基準行政を所管する消費者庁と監視行政を所管する厚労省とが連携をして対応を行うことになるというようなお答えをしたかと思えます。

基本的には法律の規定でいえばそういう事務の役割分担になると思うのですが、昨年11月に今村先生からの御質問を受けました後に、12月に開催された関係省庁から成る連絡会議の中でも、事務局長のほうから食品衛生基準行政の移管に際しては、リスク評価の円滑な実施のための引き続きの協力などにつきまして、リスク管理機関に特に留意していただきたいことについてのお願いといたしますか、そういう発言を行ったところでございます。

消費者庁のほうの温度差がどういうものかというのは、私もまだよく分かりませんが、基本的な役割分担はそのようなものだというふうに思いますので、私ども食品安全委員会としましても、リスク管理機関との連携というのを引き続ききちんと図っていきたいと考えてございます。

それから、2つ目のリスクプロファイルの関係でございますけれども、こちらは現状といたしましては、厚労省のほうでは自然毒の関係のリスクプロファイルを作成、公表しておりまして、こちらのほうは監視安全課のほうで対応していると承知をしております。厚労省の食品衛生基準行政移管に伴いまして、このリスクプロファイルの作成業務の関係がどのような形に整理されるのかということについて、厚生労働省のほうにも照会をいたしましたけれども、この関係につきましては、引き続き自然毒のリスクプロファイルの関係は厚労省の監視安全課のほうで対応するというような回答をいただいているところでございます。

食品安全委員会のほうでも、これまでに食中毒の原因微生物に関するリスクプロファイルも作成しておりまして、食品安全委員会のほうは当然のことながら変わりませんが、厚労省のほうでも、今申し上げたような役割といたしますか、そのような回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

○今村専門委員 ありがとうございます。前半のほうは理解してよく分かりました。

2つ目のほうなのですが、リスクプロファイリングというのは、リスク評価を依頼する優先順位をつける作業そのものなので、厚労省で引き続き優先順位をつける作業をすると、それは厚労省から食品安全委員会に直に依頼するのが筋だとは思いますが、それもやはり消費者庁経由で安全委員会に行くというような遠回りなものになると理解せざるを得なかったりとか、そういう整理になるということでしょうか。

○重元総務課長 そちら辺りにつきましては、厚労省のほうにもまた引き続き確認をしたいと思います。すみません。

○今村専門委員 今までの段取りが全部崩れると思うので、ぜひしっかりと段取りが取れるように調整してほしいと思います。



と特定の高校なんかからは、御依頼があれば、我々のほうで出張って行くというようなことは今までも実施してきたところですが、今、船江委員がおっしゃったのは、もう少し低年齢の小中学校の皆さんを対象にという御提案だったというふうに私は理解をいたしました。

我々としても、そういう年齢層の皆さんにどういった形で情報をお届けすることが可能かということを考えておまして、実は担当レベルで今、文部科学省のほうにはコンタクトを取っているところです。今後、担当間で少しお話をして、どういう形でお届けできるかというところが少し形になれば、また企画等専門調査会、この場で御紹介をしたいと思えます。どうもありがとうございました。

○本間座長 船江先生、よろしいですか。

○船江専門委員 はい。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○本間座長 ありがとうございます。

ほかの先生、よろしく願います。最初に郷野専門委員どうぞ。

○郷野専門委員 全国消団連の郷野です。私からは意見が2点と質問が1点ございます。

まず1点目なのですが、第6のリスクコミュニケーション・情報発信の促進のところなのですが、令和2年度に実施した「食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査」の結果において、消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞等であったとありますけれども、近年はスマホから閲覧できるインターネットニュースやSNSで情報を知る機会が増えてきていると感じております。インターネットニュースは報道関係者に入るのかもしれませんが、ネット配信を主としている報道関係者へのアプローチなども意識していただけたらと思いました。

それから、同じくリスクコミュニケーション・情報発信(3)の広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成についてなのですが、今の船江先生の御意見にもちょっと通じるところがあるのかなと思うのですが、キッズボックスの動画とか、科学の目で見る食品衛生などを拝見させていただきました。とても分かりやすい教材づくりに御尽力されているなというふうに思っております。

最後の行に、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の活用を促すとありますけれども、コロナ禍を経てオンライン授業であったりとか、タブレットを利用した授業が増えたりとか、教育現場も変わっているところがあるのではないかと思いますので、今ある教材の活用を促すだけではなくて、どのような教材があると活用しやすいのかとか、そういったことを意見交換の中でぜひお聞きするのもよいのかなというふうに思いました。

最後に質問なのですが、資料2の参考2の5ページの同じ第6、リスクコミュニケーション

ョン・情報発信のところなのですけれども、小中学生、消費者全般等、対象階層を明確にしつつのところ、令和5年のところは妊婦、乳幼児を持つ保護者が入っていたのですけれども、そこを削った理由があれば教えていただけたらと思いました。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

最後の質問については事務局のほうでお答えください。

○浜谷情報・勧告広報課長 郷野専門委員、ありがとうございます。最後の御質問につきましては、特に子育て層につきましては、もはやジェンダーレスというか、男の人も参画する機会があるだろうということで、そこは性差を特に明記しないという方向で落としたという経緯がございます。

以上でございます。

○本間座長 よろしいですか。

○郷野専門委員 ありがとうございます。でしたら、妊婦を削って、例えば乳幼児を持つ保護者であれば、お父さんも入るし、御家庭の事情によっては保護者が父母ではない場合もあるので、保護者は残してもいいのではないかなというふうに感じましたが、そこは意見です。お任せします。

○浜谷情報・勧告広報課長 ありがとうございます。参考にさせていただきまして、事務局内で相談をしたいと思います。

○郷野専門委員 ありがとうございます。

○本間座長 ありがとうございます。

では、田沼専門委員、お願いします。

○田沼専門委員 ありがとうございます。グリーンハウスの田沼と申します。

今の第6のリスクコミュニケーションの中の同じような内容なのですけれども、私ども事業者のほうで学校給食も提供させていただいていますが、よく学校様から、食育についての栄養指導のお話を子供さんと親御さんに共にしてもらいたいというご要望が多くなって参りました。共働きが増えているので、朝食、昼食、夕食との栄養バランスを考えたときに、給食の内容を見直しすることも必要なかと思うこともあります。その中で、食育、教育というところに、栄養はもちろんですけれども、食の安全性の教育もしていかなけれ

ばいけない時代になっていると感じる事もあります。ぜひ協力させていただきながら、情報をいただけるとありがたく思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、河村専門委員お願いします。

○河村専門委員 主婦連合会の河村です。ありがとうございます。

ガイドラインの見直しについて述べられているところがありましたけれども、どこでしたっけ。大きいほうでいくと2ページ目の2、評価ガイドライン等の策定等というところで、最後のほうに、令和5年度にも見直しについて書いてありますけれども、食品健康影響評価に関する長期的な課題を整理するとともに、対応の方向性についてと書かれています。カラーのほうにもそうですね。つまり、評価の仕方を見直したりアップデートしていかうということだと思えるのですけれども、メインな問題ではないかもしれませんが、前回のこの会議のときに、20周年のパンフレットの中にこんにやくゼリーの評価が書いてあってということに言及させていただいたものなのですけれども、私は決して過去に遡って何かが間違っていたとかそういうことを申し上げたいわけでは全くございません。将来に向けて見直していくということが書いてありましたので、実は事前説明のときには、私の全く個人的な意見として、食品安全委員会は、窒息事故についての評価は所掌なさらぬほうがいいんじゃないかということをお知らせしました。といいますのは、前回も申し上げたとおり、視点というのが、例えば子供も特にですけれども、何でも口に入れてしまうので食品かどうか、玩具の部品かどうかとか関係なくリスクがあるわけですね。そういうときには、やはりいろいろな製品安全の観点というのがとても出てきますのでというふうにした次第です。

それで、事務局から御丁寧にメールもいただきまして、返信していません。前回のこんにやくゼリーのときには、きちんと物性ですとか年齢別のいろいろな事故の背景とかも調べて、私はそれを当時読んだこともございますので分かっているのですが、ただ、アウトプット、評価に関しては、発生確率に重点を置いた数値で、お餅のほう危険ですというようなことになっていたわけですね。それがどうだったかという過去に遡った話ではなくて、今後も新しい、子供たちに窒息事故を起こす、あるいはとても魅力的な、子供が家の戸棚の中で見たら口に入れてしまうようなものが出てきたときに、前回も諮問されてやりましたとわざわざいただきましたけれども、もしなさるのであれば、長期的な視点の中から少し、窒息事故を見るときには、形状であるとか、食べ方であるとか、要するに形状的に吸い込む形で食べるものだったり、子供にとって魅力的な見かけであったということとかがすごく大きいわけですね。

つまり、製品事故のリスクアセスメントとかを評価するときには、使われる場面とか環境をすごく見ていくわけですが、家の戸棚の中にお餅が入っていたと。お餅が入っていても、子供が焼いて食べるかということあまり考えられないわけですが、色がついていて、フルーツの味がしそうな匂いがして、カップに入っているもので、ほかの軟らかい溶けるゼリーと見分けがつかないようなものであったら、それは食べてしまう。しかも、表示に子供は食べちゃいけませんと途中から書かれたわけですが、書かれたとしても、それは製品安全の世界では、合理的に予見可能な御使用というのは製品の側で見るとということがISOの標準の中に書かれています。

注意表示というのは優先順位が一番下です。製品を改善できなかったときにどうしようもなく残ったリスクに表示で対処しろという考え方はISOの国際標準にも入っていて、製品安全はその考え方でやっているのというわけで、過去どうこうということではなくて、今後もし、私は別の考え方に基づいてやるほうが今後いいんじゃないかというふうには申し上げたのですが、いや、それはやはりそもそも食品安全委員会の所掌の中に含まれているということであるならば、せっかくいろいろな将来に向けて見直しと書かれているので、今後そういうことがあるときには、製品安全の見地も含めて窒息事故に関しては見ていくとか、そういう見直しがあってもいいのかなということをコメントさせていただきました。ありがとうございます。

○本間座長 ありがとうございます。今後そういったことも検討するということでのよろしいですか。事務局お願いします。

○重元総務課長 御意見いただきましてありがとうございました。今の御意見をいただいたことにつきましては、こんにゃくゼリーの関係で平成21年に当時の内閣府国民生活局から諮問を受けた部分につきましては、今御説明がありましたように、食品安全基本法の食品健康影響評価の中の物理的な要因や状態というところに該当するのだろうということで当時は評価がされたのではないかと考えております。それで、今後こういったことについての評価を仮に行うようなことがあればということで、今、御提言といえますか、御意見をいただいたと思っておりますので、そちらにつきましては御意見を受け止めまして、そのようなことがあったときにそういったことも踏まえて検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○本間座長 ありがとうございます。

船江専門委員、何かまだ御意見がありますか。

○船江専門委員 すみません。たびたび船江です。ありがとうございます。

先ほど郷野専門委員からお話のあった第6、リスクコミュニケーション・情報発信の促

進のところ、妊婦、乳幼児を持つ保護者の部分がカットされた件について、今後どうするか検討していただくということでお願いしたいと思うのですが、私としても、以前、乳児にはちみつを食べさせてというような事件があって、あと、子供が少ない中で乳幼児を育てるに当たってのいろいろな知恵が継承されていないとか、そういう部分があるのかなというふうに漠然と私は思っていて、裏づけがあるわけではないのですが、そういう中で、もし問題がないのであれば、乳幼児を持つ保護者というところについては、一つの大きな対象として、リスクコミュニケーション・情報発信の対象とされるのがいいのではないかと思いますので、一言申したくて手を挙げました。

以上です。

○亀井専門委員 亀井でございます。

私も実はその部分が気になっておりまして、郷野専門委員の御意見を伺いまして、この委員会でもはちみつのご事情もございまして、あと粉ミルクとかのご事情もございまして、実際に妊婦や乳幼児を持つ保護者の方向けに情報発信をしているという実態もございまして、そこを消費者全般の中に入れてしまいますと、対象をどのように明確にしたのかがここからは読み取れなくなってしまうので、対象を明確にして発信しているところについては、具体例として入れてもよいのではないかと考えております。

以上でございます。

○本間座長 多くの先生から、これはまた入れたほうがいいのではないかと意見がありますけれども、どうですか。

○浜谷情報・勧告広報課長 船江専門委員、亀井専門委員、御意見ありがとうございます。事務局内で相談をして、表現をもとに戻すかどうかということも含めて議論したいと思います。どうもありがとうございました。

○本間座長 では、最後に河村専門委員にお願いします。どうぞ。

○河村専門委員 今のところ、先ほどの郷野専門委員をはじめいろいろな方からの中で、乳幼児を持つ保護者のほうは復活というお話がありましたけれども、私は妊婦もぜひ復活すべきだと思います。妊婦にジェンダーの懸念を持つ必要は全くないと思います。妊婦さんは妊婦以外の何者でも、女性しかたないですし、そこにジェンダーのことを気にすることはなくて、親というときにはもちろんお母さんとは限らない。しかも、親とも限らないかもしれない。保護者である必要はありますけれども、先ほどジェンダーとおっしゃったので、妊婦はそこに関係なく、妊婦さんが気をつけるべきことは必ずあるはずなので、私はぜひ妊婦という言葉も復活させていただきたいと思います。

○浜谷情報・勧告広報課長 ありがとうございます。

○本間座長 それでは、今、複数の委員のほうから、令和6年度の運営計画についても、妊婦、乳幼児を持つ保護者という文言を入れるという意見が出ましたので、その辺のところは事務局のほう、考えてまた文の修正をしていただきたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、時間がありませんので、今のことに関して食品安全委員会に対する報告書の体裁については、私に一任いただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、修正の上、そのような形で進めさせていただくことにいたします。

それでは、次の議事に移ります。議事（3）令和5年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果及び令和6年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画の案についてです。

まず、令和5年度の食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果について、事務局のほうから報告をお願いします。

○重元総務課長 資料3-1でございます。5年度の緊急時対応訓練実施結果報告書(案)について御説明いたします。

資料3-1の表紙をおめくりいただきますと目次がありますけれども、こちらの目次のほうで令和5年度に実施いたしました緊急時対応訓練やその研修などについての内容があります。Ⅰという部分が訓練の内容、Ⅱが訓練結果の検証、Ⅲが今後の課題でございます。

本文の1ページ目にお移りいただきまして、まず、実施した訓練の内容でございます。こちらは3種類の研修等や訓練を実施しております。

まず1つ目が緊急時対応実務者研修でございます。緊急時における対応手順の理解・習得や、夜間、休日を含めた体制の整備につなげるために、緊急時対応手順の概要を周知しますとともに、食品安全委員会ホームページの更新、フェイスブックやブログへの投稿に必要な知識や技能の習得を目的としてこの研修を実施しております。

2点目が1ページ目の下のほうにあります事例研修でございます。これは実際に過去に起きた事案に即して、その具体的な内容、対応についての研修や講習を受けるというものですけれども、今年度は食品安全委員会設立20周年に当たるということで、食安委の設立の契機となりました日本における初のBSE感染牛の確認事例というのを取り上げまして、本研修を実施いたしました。

3点目が2ページ目に参りまして中ほどにございます確認訓練でございます。これも毎年実施をしておるものではありますけれども、消費者庁が中心となりまして、関係省庁でこの緊急時対応の確認訓練の実施をしたものでございます。12月20日に実施をしております。

す。

3 ページ目に参りまして、今申し上げました確認訓練で用いました仮想シナリオ、これは当日まで内容は伏せられているものなのですけれども、その概要を記載しております。

3 ページ目の中ほどに参りまして、Ⅱ、訓練結果の検証でございます。アンケートの結果なども踏まえながら、簡単な内容でございますけれども、検証を行っております。緊急時対応実務者研修につきましては、ちょっと飛びまして、5 ページ目の中ほどの⑨その他の自由記載のところ、真ん中やや下寄りのところで記載があるわけなのですけれども、例えば緊急時対応指針などがどこからアクセスできるのか、事務局内への共有をするとよいのではないかと、緊急時対応の概要は把握できたのだけれども、今後の事例研修や確認訓練を受けないと実際の緊急時に滞りなく対応することは難しいのではないかと。あるいは3 つ目として、緊急時対応としての日頃からの準備の重要性、緊急時対応の体制整備といったような内容についての受講者からの記述があったということでございます。

こうした点を踏まえまして、5 ページ目の下にあります研修を通じて把握された課題といたしまして、緊急事態における食安委や各個人の役割についての職員の理解度、あるいは適切な情報発信、情報提供ができていないかについては、確認訓練における検証が必要であろうということ。

次に参りまして、緊急時対応指針や手順書などのマニュアルがアクセス容易な場所にまとめて掲載されていないのではないかと。

あるいは最後、緊急時において、問合せ対応等、担当者以外の職員に対応が発生した場合の体制整備といった点についての課題が抽出をされたところでございます。

それへの対応としましては、6 ページ目の上のほうにある課題への対応というところで、委員会や個人の役割についての職員の理解度につきましては、確認訓練で検証し、反省を踏まえた研修の内容の検討が必要であるということ。

平時からの職員の緊急事態における危機管理能力の向上ができるように、緊急時対応指針や手順書へのアクセスがより容易な場所に掲載をするということ。体制整備につきましては、確認訓練を通しまして、緊急時対応における体制の再点検を行うといったような対応として整理をしております。

続きまして、確認訓練について8 ページ目に移っていただきたいと思います。8 ページ目の確認訓練につきましては、今年度実施しました確認訓練の仮想シナリオのハザードは、農薬のマラチオンが冷凍食品に混入したという事案でございました。訓練の総合的な評価といたしましては、ここにありますように、おおむねよくできたという回答が約9割近くあったわけなのですけれども、課題といたしましては、8 ページから9 ページ目にかけて、情報の収集・整理の関係では、例えば報道発表や一般の方からの情報提供があった場合や、SNSで情報が飛び交ったときにどのように情報を整理するかといったような点についての指摘があり、また、9 ページ目に参りまして、④の手順書を修正したほうがよいと思われる点につきましては、委員・事務局会議、これは緊急時に食安委としての対応方

針につきまして委員長等からの指示を受けたり、対応の方向性についての検討を行う会議の場がこの委員・事務局会議でありますけれども、こちらの会議の開催が想定される場面の整理が必要なのではないかといったようなことなどの指摘がありました。

また、その次の⑤の委員会内での情報共有の課題につきましては、今年は先ほど内閣府で導入されたというふうに御説明しましたGSS、ガバメントソリューションサービスを導入したことに伴いまして、委員会や事務局内での情報共有をマイクロソフトのTeamsというツールを使って行ったわけなのですけれども、それによりまして比較的早く情報共有がなされたということはよかったですけれども、まだ導入されて間もないということもありまして、その取扱いに習熟をしていないといったような点が課題として挙げられているということでございます。

こうした課題を踏まえまして、10ページ目以降で、5年度に訓練計画の中で設定をしました重点課題に対しまして、どのような対応をし、またどんな課題が抽出をされたかということをもとめてございます。こちらにつきましては、一番最後の12ページ目のⅢの課題を踏まえた今後の取組というところでまとめて整理を申し上げたいと思います。

12ページのⅢのところでございますけれども、全部で4点ありますが、1点目が、より実効性のある「手順書」となるように、毎年度、確認訓練等を踏まえた現行「手順書」の課題などについて意見交換する場を設けて、定期的な見直しをするということ。それから2点目が、緊急時において、消費者目線に立った問合せ対応ができますよう、関係府省庁と連携をしながら、体制の再点検を行うということ。3点目が、GSSを使用した、緊急時におけるテレワーク中など出勤していない職員を含む関係職員や委員間での効率的かつ確実な情報共有等の方法の検討ということ。最後に4点目が、科学的知見に基づく迅速な対応を的確に行うための平時からの準備のうち、専門分野に精通する専門家リストの定期的な更新や緊急時の参集体制の整備、こういったことに取り組むということ。以上4点を今後の取組として整理しております。

このような形で5年度の緊急時対応訓練についての結果の取りまとめを行いました。  
私からの説明は以上でございます。

○本間座長 ありがとうございます。

ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見または御質問がありましたら挙手をお願いいたします。

今村専門委員ですか。お願いします。

○今村専門委員 今村です。報告ありがとうございます。

確認訓練のことで幾つか御質問させてもらいたいと思います。これはマルハニチロの事件で、私は検証委員会の座長もさせていただいた案件なので、そのときに問題になったことがどれだけ訓練の中で考えられたかということをやっと教えてもらいたいのですけれど

ども、この事件、発生したときが12月28日という仕事納めの日でして、実際の事件処理は年末年始に行われて、役所も閉まっている、関係企業も全部閉まっているという中で対応したのはなかなか大変だったと思うのですけれども、連絡体制の強化という中に入っているかもしれないのですが、そういう状況があるということは共有された訓練の中に入っていたかということと、もう一つ、この事件で安全上最大の問題となったことは、企業側がLD<sub>50</sub>と急性参照用量を間違えて発表したということがあって、最初に60個食べても大丈夫と言っていたのはLD<sub>50</sub>、半分の人が死ぬ量なのです。でも、それが実は8分の1個食べたら何か起こるかもしれないということ、それは厚労省側から企業に指摘をして多分変えたと思うけれども、そういういきさつがあった事件だと思うのですが、そういうことも訓練の中に含まれて行われていたのかということ、分かる範囲でいいので教えていただければと思います。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

事務局、お答えください。

○重元総務課長 2点あったかと思っておりますけれども、まず1つ目、過去の事例では年末、仕事納めの日に起きたというような状況でございました。その辺が確認訓練の場で生かされていたのかという御指摘だと思います。ここにつきましては、正直そういった側面が入っていたわけではないと思っております。基本的にはこの確認訓練のシナリオ、消費者庁が先ほど申しあげましたように設定をした仮想シナリオで動いておりまして、このような状況は今回の確認訓練のシナリオの中では反映されていなかったと思っておりますので、このような御意見があったことは、改めまして消費者庁のほうにお伝えを申し上げたいと思っております。

それから、2点目のLD<sub>50</sub>とARFDを取り違えたというお話でございます。こちらは今回の確認訓練の仮想シナリオの中で、冷凍食品に農薬が混入されたという事案の中で、最初の製造企業側の記者発表が、LD<sub>50</sub>でこういうものなので、例えば冷凍食品、えびカツが題材だったのですが、えびカツを一遍に十数枚食べないとその値には到達しないのだというような発表をしたという想定で訓練が行われています。もちろんそれについては適切ではありませんので、私ども食安委なり、また農林水産省さんもそうだったかと思っておりますけれども、LD<sub>50</sub>で見るのではなくて、ARFDで判断すべきなのだ。それで考えれば、本当に一口食べただけで危険値に到達する量だったのだということ、これを厚労省側にお互い指摘をして、その指摘を受けて、報道発表資料も訂正されるというような流れが今回の訓練の中でもあったということでございます。

以上でございます。

○今村専門委員 ありがとうございます。前半のほうは特殊な事例ということで、今後参考にしてもらえないかもしれない。

あと、訓練の対象ではないかもしれませんが、実際に毒物混入事件で一番問題になるのは、検体を警察が持っていくか、保健所が持っていくかなのです。警察が持っていくことが多いのですが、警察はマイナス20度で保管してくれないので、犯罪じゃなかったというときに返してもらっても、いい感じに腐ってしまっていることもあったと思いますので、そういうちゃんと検体を分けるというところから、今後こういう事件のときには注意してほしいと思いました。これは意見ということでお願いします。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、令和6年度の緊急時対応訓練計画（案）について、こちらのほうの説明をまたお願いします。

○重元総務課長 資料3-2になります。6年度の訓練計画の案でございます。

3-2を御覧いただければと思うのですが、基本方針と重点課題という2つとあとスケジュールという3本柱から成っておりまして、基本方針につきましては、例えば上から6行目の中ほどぐらいから「また」とある部分ですが、5年度の緊急時対応訓練におきましても、少し飛びまして、継続的に訓練を実施する必要があると確認をされたということを受けまして、6年度におきましても引き続き、各種の緊急時対応訓練を実施するというところでございます。その実施に当たりましては、政府全体としての緊急時対応体制の強化のため、消費者庁との密な連携とともに、関係省庁間における食安委としての役割を踏まえつつ訓練を設計するという基本方針でございます。この基本方針につきましては、基本的には5年度の訓練計画と大きく変更はないところでございます。

次の柱の重点課題でございます。こちらは2つの課題に整理をしております。1つ目が（1）の関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応の実施のための組織能力の強化ということで、以下の目的を踏まえた内容となるように計画をするというふうにしております。①から③まででございますけれども、1つ目が緊急時における初動対応を迅速、確実に行える体制の強化、2つ目が迅速な情報提供を行うための技能の習得、3点目が緊急時における組織全体の対応能力の向上を図る、この3つの目的を踏まえた内容となるような訓練の計画をするということでございます。

そして、2つ目の○に消費者庁主導の関係省庁との合同訓練、これが先ほど御説明しております年末の確認訓練を想定しておりますけれども、それでございます。

2つ目の課題が（2）の緊急時対応手順書等の実効性の向上ということで、1つ目の○

にありますように、訓練の実施結果を踏まえて指針、手順書等の見直しを行う。訓練をやり、課題を抽出し、それを指針や手順書の見直しに反映させるといったような考え方です。

2つ目の○がテレワーク中の職員なども含めました緊急事態等に関する情報のGSS、ガバメントソリューションサービスを活用した効率的かつ確実な共有と迅速な連絡の方法の検討。

3つ目の○が平時からの準備ということで、各専門分野に精通をする専門家リストの定期的な更新や緊急時参集体制の整備といった平時の取組の充実化に取り組んでいくというような形で重点課題を整理しております。

スケジュールにつきましては書いてあるとおりでございますけれども、もう一点、3枚目の対応訓練の骨子案という横長の表形式になっている資料がございます。こちらの中で6年度に実施をする訓練につきまして実務者研修と確認訓練ということで予定をしておりますけれども、こちらにつきましては5年度までは事例研修というのがもう一つございました。昨年度の5年度の実施結果報告の中でも言及をしたものでございますけれども、こちらは6年度の計画からはないような形になっておりますが、その理由といたしましては、この事例研修といいますのは、実際に過去に起きた事案に即してその具体的な内容や対応について研修をするというものなのですけれども、この研修で扱う事例の性格上、どうしてもリスク管理機関側がどのような対応をしたかといったような内容の研修にならざるを得ない面がございます。我々食安委、リスク評価機関である食安委の職員が受ける研修という点で考えました場合に、リスク評価機関がどう対応したかといったことが課題となるような事例というのがなかなか過去の事例で探し出すことが難しい面もございまして、令和6年度はこの研修は落としているというような形になっています。

その代わりということではないのですけれども、リスク管理機関側がいろいろなセミナーを主催しております。例えば農林水産省さんでは、各省参加のセミナーとして食品安全科学セミナーというのをやっております。これは全てが緊急時対応に特化したような内容ではないのですけれども、例えば昨年12月に開催した食品安全科学セミナーでは、農薬混入事件を素材とした危機管理と食品防御を考えるというテーマでセミナーを実施しております。こうしたセミナーに食安委の事務局職員が積極的に参加をすることによりまして、この事例研修と同様の効果が見込めるのではないかとということで、このような計画案を策定しているところでございます。

このように緊急事態におきましてリスク評価機関である食安委がどう対応すべきかという点につきましては、実務者研修と確認訓練でしっかりと検証や訓練をしていくということで、こちらに集約化したということでございます。

以上が6年度の訓練計画案でございます。

説明は以上でございます。

○本間座長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。  
早川専門委員、どうぞ、お願いします。

○早川専門委員 日本生協連の早川です。御説明ありがとうございました。

令和6年度の訓練からは事例研修を落としたという内容について、そのこと自体については私もそれでよいのではないかと思いますけれども、令和5年度のほうの事例研修の中身を見ますと、やはり非常に重要な内容だというふうに思っています。これはオンラインでやられたということなので、もし動画などが残っていれば、新入職員の研修等に活用できるのではないかとこのように思った次第です。

我々も実は過去に大きな商品事故を起こしておりまして、当時を知る職員がだんだん少なくなっていくというようなこともあり、組織の信頼が揺らぐような事故を起こさないよというところで、折に触れてそうした動画等を視聴して学ぶという機会を設けているところでございます。やはり重大事件が起こり得るという意識を職員が持つということが非常に大事ではないかと考えますので、意見として申し上げました。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

動画とかはあるのですか。

○重元総務課長 ありがとうございます。今言っていただきましたように、今年度の事例研修はBSEの話だったのですけれども、これはまさに食安委の設立の契機となった事案だったわけでありまして、これは確かに食安委で働く職員一人一人がきちんと胸に刻んで業務を実施しなければいけないことなのだと思いますので、あらゆる機会を捉えて、過去のBSEの事案について、我々みんながきちんと胸に刻んだ上で業務に取り組むというような研修といったことは、きっちりと考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○本間座長 動画はないの。

○重元総務課長 ちょっとすみません。動画については、今手元にないのでちょっと確認しますが、きっちりとこの件については研修していくとか、きちんと職員に伝えていくことはしたいと思っております。ありがとうございます。

○本間座長 それでは、今後は動画等を通じて、そういった研修の内容を後に伝えていくということでもよろしいですか。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

寺島専門委員、どうぞ、お願いします。

○寺島専門委員 一般公募の寺島でございます。

確認訓練のところで1つ意見だけでございます。問合せ対応についてのコメントというところで、実際に訓練をされた方から、現状ですと報道発表や民間人からのたれ込み情報があった場合やSNS上で情報が飛び交った場合というところの記載があったかと思っております。実際に現状は多分、緊急時の場合、非常にSNS上で情報の正否を問わず飛び交うと思いますので、こういったところの情報整理というところ、ここでせっかく訓練された方のコメントにもありますので、ぜひ6年度の計画にも反映されたいのかなと思った次第でございます。

以上です。

○本間座長 御意見ありがとうございます。

ほかはいかがですか。よろしいですか。

それでは、今説明があった2つの案ですね。令和5年度の食品安全委員会緊急時対応訓練の実施計画報告書の案と、もう一つ、令和6年度の食品安全委員会緊急時対応訓練計画の案につきましては、本専門調査会としては、事務局案どおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、食品安全委員会に対する報告の体裁等につきましては、私に御一任いただくということでもよろしいですね。

ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただくことにします。

その他、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○重元総務課長 議事に関しては特にございません。以上でございます。

○本間座長 それでは、以上によって、本日の議事は全て一々。

白岩専門委員、どうぞ。

○白岩専門委員 この前の事前レクのときにもちょっとお話ししたのですがけれども、今発言してもよろしいですか。

○本間座長 どうぞ。

○白岩専門委員 岩手県獣医師会の白岩です。食品中のデオキシニバレノールのことについて、状況とか、それから私が感じたこと、それからちょっと事務局さんのほうに質問し

たいということでお話しさせていただきたいと思います。

岩手県では、県産小麦の南部小麦から基準値を超えるかび毒が検出されまして、この影響がずっと広がっているところですよ。製粉業者、それからパン屋さん、せんべい屋さん、あとは製麺所ということで、製品の回収とか返品対応に追われ、あとは一部では営業休止を余儀なくされたということがあります。

家庭も含めて学校給食でも使われたり、それからふるさと納税の商品に使われたりということでマスコミの報道が毎日のようにありました。その中には生協さんのほうのブランドのうどんとか、小麦粉とか、そういったところもあり、大変だったのではないかなと思います。

これは全農さんが把握していたのが11月9日で、自主検査で超過を確認したのが11月17日、それから報道発表が11日後の11月28日ということで、非常にその間、長い時間がかかったということで、私がちょっと感じたのは、12月26日までに6回記者発表をしているのですが、その中で消費者の健康の保護を第一に考えという言葉が出てきたのは第4報ということで、第3報まではそういうことを全然書いていなかったというのが、これはちょっと消費者の安全性の不信感につながるのではないかなと思ったところです。

第6報の中では、特定のJAさんが防除、適期ではない時期に農薬を散布したり、業務多忙で栽培記録をつけなかった。それから、荷受けというか収穫が集中したので乾燥が速やかにできなかったとか、え、本当にこれって基本的なルールがどうなのかなというのが非常に私は残念だったと思っております。

それで、前回の第40回の専門調査会の資料の中に、今まで選定された「自ら評価」の案件の実施状況がありまして、このデオキシニバレノールもありまして、食品健康影響評価とかが終了しまして、厚労省では規格基準を1.0ということで定め、同じくリスク管理機関である農林水産省では、主な措置として含有の実態調査とか低減指針の普及に努めるというふうに、たしか措置として書かれていたところです。

そこでちょっとお聞きしたいのは、このリスク管理機関の措置というのは、農水省の場合は、農水省自身が直接農家さんに指導するものなのか、県とか自治体を経由して指導するのかとか、それから、このような措置について食品安全委員会は確認しているのかというところを一番聞きたいと思っています。そういったことで、私も消費者の一人なので、そこら辺について状況が分かれば教えていただきたいと思います。

○本間座長 これは議題にないですが、事務局の方、答えられますか。お願いします。

○浜谷情報・勧告広報課長 白岩委員、どうも御質問ありがとうございました。御質問が2点あったかと思いますが。1つ目は、リスク管理措置として規格基準が設定されていることと、農水省が生産段階の指導をしていること、そういうことについて誰が徹底をしているのかという御趣旨だったかと思いますが。

基本的に規格基準の遵守については監視指導ということで、食品衛生法の履行がちゃんとされているかどうかというのは都道府県がしています。それから、生産段階の指導につきましても、農林水産省自らではなくて都道府県に対して指針等を提示して、自治体もしくは農協組織が指導をしているというふうに理解をしています。もしかしたらそれに該当しないケースもあるかもしれません。

あと、2つ目の御質問として、食安委は今回の事案について承知していたのかということなのですが、情報共有は受けています。それで、私が聞いている範囲では、事案が発生してからまずは岩手県、全農、それから農林水産省、厚生労働省を含めて、規格基準を超えた麦が消費者の口に入らないようにということで、あらゆるルートを通じて自主回収に全力を挙げていたというふうに聞いています。ただ、それはあくまでリスク管理機関の措置ですので、我々は情報共有を受ける立場でしかなかったということです。

1つ申し上げたいのは、今回こういう事案があって、指導をしていた、規格基準を設定したと言いながら、結局こういった事案が起きてしまったことについては、食品安全委員会としてもとてもよくない事案だというふうに考えている中で、せっかくリスク管理措置を厚生労働省、農林水産省が策定しているのであれば、そういったリスクコミュニケーションというのは引き続きやっていかななくてはいけないと思っていますし、そういう中にあって、食品安全委員会は食品安全というものを所掌している一つの機関として、協力を一緒にやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○本間座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに何か御質問等ありますか。よろしいですか。

それでは、以上につきまして、本日の議事は全て終了いたしました。

何かありますか。では、船江専門委員、手短にお願いします。

○船江専門委員 船江なのですけれども、すみません。分かりました。

食品ロスの削減に向けて、賞味期限の安全係数の見直しをすることが年末に消費者庁などから発表されたと思うのですけれども、賞味期限の安全係数の見直しについて、具体的には食品安全委員会を含め、どのように進めていくのかというのを教えていただければというのが1点と、あと、食品ロスを削減するために、賞味期限というのはあくまでもおいしく食べられる期限で、期限が過ぎても食べられますよということが最近いろいろ強く強調されていると思うのですけれども、いずれにしても賞味期限は安全においしく品質が保たれている期限だということなので、それを過ぎても食べられますよというところで、食べられるかどうかを消費者の判断に委ねるということは、今後そうやってまだ食べられますよということを強調していけばいくほど、食品安全というのが脅かされる傾向はあるのではないかと私は思っていて、その辺りについて、もちろん賞味期限が延長された

としてもまだ食べられますよという話になると思いますので、その賞味期限が切れた食品について、安全に食するためにはどういうふうを考えるべきなのかとか、そういった意味でのリスクコミュニケーションみたいなものは、いずれどこかの機関がすべきじゃないかと考えるのですけれども、そこについて食品安全委員会のほうでできることというのはあるのでしょうか。

以上です。時間が迫っている中、すみません。

○本間座長 誰かお答えできますか。

○浜谷情報・勧告広報課長 御質問ありがとうございます。本件の表示の関係に関しまして、特にうちの組織として消費者庁から協議が来ているとかそういうことはございませんが、一方で、今、船江専門委員がおっしゃったような御心配もあるかと思しますので、我々もそういった情報について消費者庁から逐次入手をして、必要に応じて相談に乗れるような形は取っていきたいなと思います。どうもありがとうございます。

○本間座長 よろしくお願ひします。

ほかはよろしいですか。

もう予定の時間を過ぎていますので、これで全ての議事を終了いたします。

次回の日程につきまして、どのようになっているか、事務局のほうから説明をお願いします。

○重元総務課長 次回の企画等専門調査会でございますけれども、5年度の食品安全委員会の運営状況の報告書、それと2つ目が、6年度の食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方などについて御審議いただくことを予定しております。

次回の本専門調査会の開催につきましては、6月頃を予定しておりますけれども、詳細は後日皆様に御連絡をさせていただきます。

また、本日は冒頭、ユーチューブのトラブルとか、途中、資料の共有の関係で皆様方に御迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、最後ではございますけれども、深くおわびをいたします。

以上でございます。

○本間座長 それでは、以上をもちまして、第41回「企画等専門調査会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。